IΒ

# 1 一般認証要求事項について

本文書「一般認証要求事項」は、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会(以下「本協会」という。)が運営する、<u>産業</u>標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく<u>国内</u>登録認証機関業務に関して、「JIS 認証業務規程」(LIA-J200)を補完し、認証手順等の詳細を定める。

## 1.1~1.2 略

## 1.3 関連文書

JIS 認証制度に用いる文書は以下のとおりとする。

文 書	概要	記載内容
一般認証	認証手順	a) 認証の方法に関する事項
要求事項		b) 認証維持に関する事項
		c) 認証した鉱工業品及び被認証者の公表に関する事項
		d)その他、認証に係る必要事項
個別認証	JIS ごとの個別審査事	a) 初回工場審査の審査基準、審査の手順、審査工数
要求事項	項及び製品試験に関	b) 認証維持工場審査の審査基準、審査の手順、頻度及び実施
	する事項	時期、審査工数
		c)その他、審査に係る必要事項
		d) 初回製品試験での <u>JIS</u> の要求事項に対する試験方法、合否
		の判定基準、試験用鉱工業品の抽出の方法、試験個数
		e) 認証維持製品試験の試験項目、合否の判定基準、頻度及び
		実施時期、試験個数
		f)その他、試験に係る必要事項
JIS 認証	認証申請等の	認証申請書その他申請書類等の記載要領など
申請等の	詳細説明書	
手引き		

#### 1.4 略

1.5 JIS 認証業務実施のよりどころとなる権限についての情報

本協会は、5.1 項に掲げる日本<u>産業</u>規格(<u>UIS)</u>に係る認証業務に関して、<u>産業</u>標準化法に基づき国内登録認証機関として登録されています。

詳細な情報については、日本産業標準調査会(JISC)のホームページをご覧ください。

日本産業標準調査会 https://www.iisc.go.ip/

## 1 一般認証要求事項について

本文書「一般認証要求事項」は、一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会(以下「本協会」という。)が運営する、工業標準化法(昭和 24 年 6 月 1 日法律第 185 号)に基づく液化石油ガス器具等に関する日本工業規格に係る登録認証機関業務に関して、「JIS 認証業務規程」(LIA-J200)を補完し、認証手順等の詳細を定める。

#### 1.1~1.2 略

### 1.3 関連文書

JIS 認証制度に用いる文書は以下のとおりとする。

文 書	概要	記載内容	
一般認証	認証手順	a)認証の方法に関する事項	
要求事項		b) 認証維持に関する事項	
		c) 認証した鉱工業品及び被認証者の公表に関する事項	
		d) その他、認証に係る必要事項	
個別認証	JIS 規格ごとの個別審	a) 初回工場審査の審査基準、審査の手順、審査工数	
要求事項	査事項及び製品試験	b) 認証維持工場審査の審査基準、審査の手順、頻度及び実施	
	に関する事項	時期、審査工数	
		c) その他、審査に係る必要事項	
		d) 初回製品試験での日本工業規格の要求事項に対する試験方	
		法、合否の判定基準、試験用鉱工業品の抽出の方法、試験	
		個数	
		e) 認証維持製品試験の試験項目、合否の判定基準、頻度及び	
		実施時期、試験個数	
		f) その他、試験に係る必要事項	
JIS 認証	認証申請等の	認証申請書その他申請書類等の記載要領など	
申請等の	詳細説明書		
手引き			

## 1.4 略

1.5 JIS 認証業務実施のよりどころとなる権限についての情報

本協会は、5.1 項に掲げる日本工業規格に係る認証業務に関して、工業標準化法第 27 条の規 定に基づき国内登録認証機関として登録されています。

詳細な情報については、日本工業標準調査会(JISC)のホームページをご覧ください。

日本工業標準調査会 http://www.jisc.go.jp/

IΒ

# 2 認証制度の概要 略

## 3 用語の定義

本文書における用語の定義は、JIS Q 17000 によるほか、次による。

【鉱工業品】略

【JIS マーク】「<u>鉱工業品及びその加工技術に係る</u>日本<u>産業</u>規格への適合性の認証に関する 省令」(平成 17 年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 6 号)(以下「省 令」という。)第1条(表示)に定める様式の表示

【初回工場審査】省令第 12 条(認証に係る審査の方法)に定める方法により、同第2条(品質管理体制の審査の基準)に規定する事項について、鉱工業品を製造する工場又は事業場に対する品質管理体制の審査に係る初回の書類調査及び現地調査

【初回製品試験】略

【認証維持審査】略

【認証維持工場審査】略

【認証維持製品試験】略

【認証の区分】略

【ロット認証】 特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証(現に製造されたものに限る。)

【基本区分】JIS に規定されている種類又は等級の中で、同等な製造工程において製造される 鉱工業品の基本的な種類又は等級として、本協会が、必要に応じて JIS ごとに定める区分

#### 【管理検査】略

## 4 認証の条件

- (1) 本協会は、JIS、一般認証指針、分野別認証指針(定められている場合に限る。)及び本協会が定める認証の業務に関する規定(本文書「一般認証要求事項」、「個別認証要求事項」等)に基づき行われた審査の結果、認証の対象となる鉱工業品が当該 JIS に適合し、かつ、申請者の品質管理体制が該当する基準の全てを満たしていることが確認された場合に、認証を行う。
- (2) 認証取得者が鉱工業品に JIS マークの表示を行うためには、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

1)~5)略

## 5 認証の申請

#### 5.1 対象規格

本協会が認証の対象とする JIS は、液化石油ガスの消費の用に供する機械、器具及び材料に関する JIS 及びその中で引用されている JIS とします。対象規格に関する最新の情報は、本協会又は日本産業標準調査会(JISC)のホームページをご確認ください。

本協会 https://www.lia.or.jp/jis/

日本産業標準調査会 https://www.jisc.go.jp/

## 2 認証制度の概要 略

#### 3 用語の定義

本文書における用語の定義は、JIS Q 17000 によるほか、次による。

【鉱工業品】略

【JIS マーク】「日本工業規格への適合性の認証に関する省令」(平成 17 年 3 月 30 日 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第6号)(以下「省令」という。)第1条(表示)に定める様式の表示

【初回工場審査】省令第 12 条(認証に係る審査の方法)に定める方法により、同<mark>省令</mark>第2条 (品質管理体制の審査の基準)に規定する事項について、鉱工業品を製造する工場又は 事業場に対する品質管理体制の審査に係る初回の書類調査及び現地調査

【初回製品試験】略

【認証維持審查】略

【認証維持工場審査】略

【認証維持製品試験】略

【認証の区分】略

【ロット認証】特定の個数の鉱工業品に係る認証(現に製造されたものに限る。)

【基本区分】JIS に規定されている種類又は等級の中で、同等な製造工程において製造される 鉱工業品の基本的な種類又は等級として、本協会が、必要に応じて JIS 規格ごとに定める 区分

【管理検査】略

## 4 認証の条件

- (1) 本協会は、JIS、一般認証指針、分野別認証指針(定められている場合に限る。)及び本協会が定める認証の業務に関する規定(本文書「一般認証要求事項」、「個別認証要求事項」等)に基づき行われた審査の結果、認証の対象となる鉱工業品が当該 JIS に適合し、かつ、申請者の品質管理体制が該当する基準のすべてを満たしていることが確認された場合に、認証を行う。
- (2) 認証取得者が鉱工業品に JIS マークの表示を行うためには、次に掲げる条件を<u>すべて</u>満たしていなければならない。

1)~5)略

#### 5 認証の申請

#### 5.1 対象規格

本協会が認証の対象とする JIS は、液化石油ガスの消費の用に供する機械、器具及び材料に関する JIS 及びその中で引用されている JIS とします。対象規格に関する最新の情報は、本協会又は日本産業標準調査会(JISC)のホームページをご確認ください。

本協会 https://www.lia.or.jp/jis/

日本産業標準調査会 https://www.jisc.go.jp/

5.2~5.4 略

5.2~5.4 略

6 初回工場審査及び初回製品試験 略

#### 7 評 価

本協会は、初回工場審査及び初回製品試験の結果が、該当する JIS、一般認証指針、分野別 認証指針(定められている場合に限る。)、及び本文書「一般認証要求事項」及び「個別認証要求 事項 Iの要求事項の全てに適合するかどうかについて評価する。

8 認証の決定 略

## 9 認証契約

#### 9.1 認証契約の締結

認証を行うと決定した場合、本協会及び申請者は、JIS マーク表示等に関する認証契約を締結 しなければならない。また、本協会は、認証契約を締結した後、遅滞なく19.1 項に掲げる事項を公 表する。

9.2 認証契約の内容

認証契約書には、少なくとも次に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 産業標準化法第30条第1項若しくは第2項の規定に基づく認証に係る契約であること。
- (2) 略
- (3) JIS マークを表示することができる条件として以下のもの

  - 2) 認証に係る認証取得者の業務が適切に行われていることを確認するため、本協会が認証 取得者に対し報告を求め、又は認証取得者の工場、事業場その他必要な場所に立ち入り、 認証に係る鉱工業品、その原材料、その品質管理体制を審査することができること。
  - 3) 略

(4)~(9) 略

9.3 略

# 10 認証書の交付

本協会は、申請者との間で9項に定める認証契約を締結した場合には、次に掲げる事項を記載 した証明書(以下「認証書」という。)を交付する。

- (1) 認証契約を締結した期日及び認証番号
- (2)~(5) 略
- (6) 認証に係る全ての工場又は事業場の名称及び所在地
- (7) 略

6 初回工場審査及び初回製品試験 略

# 7 評 価

本協会は、初回工場審査及び初回製品試験の結果が、該当する JIS、一般認証指針、分野別 認証指針(定められている場合に限る。)、及び本文書「一般認証要求事項」及び「個別認証要求 事項1の要求事項のすべてに適合するかどうかについて評価する。

IΒ

## 8 認証の決定 略

## 9 認証契約

## 9.1 認証契約の締結

認証を行うと決定した場合、本協会及び申請者は、JIS マーク表示等に関する認証契約を締結 しなければならない。また、本協会は、認証契約を締結した後、遅滞なく 19.2 項に掲げる事項を公 表する。

9.2 認証契約の内容

認証契約書には、少なくとも次に掲げる事項を含まなければならない。

- (1) 工業標準化法第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく認証に係る契約であること。
- (2) 略
- (3) JIS マークを表示することができる条件として以下のもの

  - 2) 認証に係る認証取得者の業務が適切に行われていることを確認するため、本協会が認証 取得者に対し報告を求め、又は認証取得者の工場、事業場その他必要な場所に立入り、認 証に係る鉱工業品、その原材料、その品質管理体制を審査することができること。
  - 3) 略

(4)~(9) 略

9.3 略

# 10 認証書の交付

本協会は、申請者との間で9項に定める認証契約を締結した場合には、次に掲げる事項を記載 した証明書(以下「認証書」という。)を交付する。

- (1) 認証契約を締結した期日(年月日)及び認証番号
- (2)~(5) 略
- (6) 認証に係る全ての工場又は事業場の名称及び所在地
- (7) 略

(8) 認証に係る産業標準化法の根拠条項

# 11 認証の追加又は変更 略

### 12 認証維持審査

#### 12.1 定期的な認証維持審査

- (1) 本協会は、認証契約に基づき、定期的に認証維持審査を実施しなければならない。認証維持審査は認証維持工場審査及び認証維持製品試験で構成する。
- (2) 定期的な認証維持審査は、3年ごとに1回以上の頻度で実施する。
- (3) 本協会が、鉱工業品の認証の全部又は一部の取消しを受けた者に対して再び当該取消しを 受けた鉱工業品の認証を行った場合にあっては、(1)の審査は、当該認証を行った後3年間は1 年ごとに1回以上の頻度で行うものとする。

## 12.1.1 認証維持工場審査

- (1) 本協会は、次に掲げる方法により認証維持工場審査を実施し、認証取得者の品質管理体制が省令第2条に規定する品質管理体制の基準に適合していることを確認しなければならない。ただし、本協会がその必要がないと認めた場合には、工場審査の一部を省略することができる。
  - 1) 略
  - 2) 本協会は、認証維持工場審査を実施する場合、認証取得者と日程等について事前<u>打合せ</u>を行い、「現地調査実施通知書」により通知を行う。

3)~4) 略

(2) 略

12.1.2~12.1.3 略

#### 12.2 臨時の認証維持審査

本協会は、次に該当する場合は、臨時の認証維持審査を実施する。

- (1) 略
- (2) JIS の改正

1)~2) 略

- 3) 本協会は新規格対応計画の適切性を確認して受理し、改正後 1 年以内に前(1)項の変更申請に基づき、鉱工業品が改正された JIS に適合することを確認する。
- 4) 当該改正により、認証を行っている鉱工業品が <u>JIS</u> に適合しなくなるおそれのあるとき、又は、認証取得者の品質管理体制を変更する必要があると判断した場合であって、認証取得者から新規格対応計画が提出されない場合、本協会は、当該改正後1年以内に臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。

5) 略

(3) 略

(8) 認証に係る<mark>産業標準化法の根拠条項</mark>

## 11 認証の追加又は変更 略

#### 12 認証維持審査

#### 12.1 定期的な認証維持審査

(1) 本協会は、認証契約に基づき、定期的に認証維持審査を実施しなければならない。認証維持審査は認証維持工場審査及び認証維持製品試験で構成する。

IΒ

(2) 定期的な認証維持審査は、3年ごとに1回以上の頻度で実施する。

#### 12.1.1 認証維持工場審査

(1) 本協会は、次に掲げる方法により認証維持工場審査を実施し、認証取得者の品質管理体制が省令第2条に規定する品質管理体制の基準に適合していることを確認しなければならない。ただし、本協会がその必要がないと認めた場合には、工場審査の一部を省略することができる。

1) 略

2) 本協会は、認証維持工場審査を実施する場合、認証取得者と日程等について事前<u>打ち合力せ</u>を行い、「現地調査実施通知書」により通知を行う。

3)~4) 略

(2) 略

12.1.2~12.1.3 略

#### 12.2 臨時の認証維持審査

本協会は、次に該当する場合は、臨時の認証維持審査を実施する。

- (1) 略
- (2) JIS の改正

1)~2) 略

- 3) 本協会は新規格対応計画の適切性を確認して受理し、改正後 1 年以内に前(1)項の変更申請に基づき、鉱工業品が改正された日本工業規格に適合することを確認する。
- 4) 当該改正により、認証を行っている鉱工業品が日本工業規格に適合しなくなるおそれのあるとき、又は、認証取得者の品質管理体制を変更する必要があると判断した場合であって、認証取得者から新規格対応計画が提出されない場合、本協会は、当該改正後1年以内に臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。
- 5) 略

(3) 略

新 旧

## (4) 認証の一時停止請求等

- 1) 本協会が、15.2項の請求を取り消す旨の通知を行ったときは、当該通知を行った日から1年以内に臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。
- 2) 前項の場合、本協会は、製品試験及び現地調査の全部又は一部を実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。

## (5) その他

- 1) 本協会は、(1)~(4)の他、認証を行っている鉱工業品が JIS に適合せず、若しくは、認証取得者の品質管理体制が省令第2条に規定する品質管理体制の基準に適合せず、又は、適合しないおそれのある事実を把握したときは、臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。
- 2) 前項の場合、本協会は、必要な現地調査及び製品試験を速やかに実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。

# 13 JIS マーク等及び付記事項の表示

13.1 JIS マーク等の表示 略

#### 13.2 付記事項の表示

本協会は、13.1 項の表示に付記する事項として、次の事項のうち該当するものについて、鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に表示するよう認証契約に定める。ただし、(2)にあっては、必ず付記しなければならない。

- (1) 略
- (2) 認証取得者の氏名若しくは名称又はその略号(<mark>略号、記号、認証番号又は登録商標をいう。) (3)~(5) 略</mark>

#### 13.3 表示の方法

本協会は、認証取得者が 13.1 項及び 13.2 項の表示を行う場合には、次の(1)及び(2)の方法によることを認証契約に定める。

- (1) 認証契約に基づいて、鉱工業品又は包装、容器若しくは送り状に表示しなければならない。
- (2) 容易に消えない方法による印刷、押印、刻印、荷札の取付けその他の適切な方法で表示しなければならない。
- 13.4 認証番号の付与方法 略
- 14 認証に係る秘密の保持 略
- 15 違法な表示等に係る措置
- 15.1~15.3 略
- 15.4 認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の措置

#### (4) その他

- 1) 本協会は、(1)~(3)の他、認証を行っている鉱工業品が JIS に適合せず、若しくは、認証取得者の品質管理体制が省令第2条に規定する品質管理体制の基準に適合せず、又は、適合しないおそれのある事実を把握したときは、臨時の認証維持審査を行う旨を通知する。
- 2) 前項の場合、本協会は、必要な現地調査及び製品試験を速やかに実施し、JIS 認証判定委員会において認証を継続するかどうかを決定し、認証取得者に通知する。

## 13 JIS マーク等及び付記事項の表示

13.1 JIS マーク等の表示 略

#### 13.2 付記事項の表示

本協会は、13.1 項の表示に付記する事項として、次の事項のうち該当するものについて、鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に表示するよう認証契約に定める。ただし、(2)にあっては、必ず付記しなければならない。

- (1) 略
- (2) 認証取得者の氏名若しくは名称又はその略号(<u>略称</u>、記号、認証番号又は登録商標をいう。) (3)~(5) 略

#### 13.3 表示の方法

本協会は、認証取得者が 13.1 項及び 13.2 項の表示を行う場合には、次の(1)及び(2)の方法によることを認証契約に定める。

- (1) 認証契約に基づいて、鉱工業品又は包装、容器若しくは送り状に表示しなければならない。
- (2) 容易に消えない方法による印刷<u>及び</u>押印、刻印、荷札の取付け<u>、</u>その他適切な方法で表示しなければならない。
- 13.4 認証番号の付与方法 略
- 14 認証に係る秘密の保持 略
- 15 違法な表示等に係る措置
- 15.1~15.3 略
- 15.4 認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の措置

本協会は次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合には、認証取得者に係る認証を全て取り消すものとする。

- (1) 認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- (2) 15.2 項に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者が認証に係る 鉱工業品、又はその包装、容器若しくは送り状に、13.1 項の表示(これと紛らわしい表示を含む。)の表示をしたとき
- (3) 15.2 項に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者がその保有する 13.1 項の表示(これと紛らわしい表示を含む。)を付してある鉱工業品であって、JIS に適合していないものを出荷したとき

## 16 認証の取消し

16.1 略

## 16.2 認証の取消しの手続き

(1)~(2) 略

- (3) 本協会は、認証を取り消した場合、直ちに、次の事項を公表する。
- 1) 認証を取り消した期日及び認証番号
- 2) 取り消した認証に係る認証取得者の氏名又は名称、及び住所
- 3) 取り消した認証に係る 10 項の(3)、(4)及び(6)~(8)の事項
- 4) 13.1~13.3 項の事項
- 5) 取り消した理由
- (4) この公表は、取り消した期日から1年間行わなければならない。また、当該公表は、本協会の 認証を行う全ての事務所において業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利 用して閲覧に供する方法により行う。

16.3 略

#### 17 JIS 等が改正された場合の措置 略

#### 18 管理検査

認証取得者は、本協会が認証を行っている鉱工業品に JIS マーク等の表示を使用する場合、当該鉱工業品が該当する JIS に適合することを、認証取得者が実施するロット抜取検査(管理検査)によって確認しなければならない。

- (1) 認証取得者は、該当する「個別認証要求事項」に基づき、全ての工程検査が終了した鉱工業品のロットごとに、そのロットの大きさに応じた数量の鉱工業品を抜き取って試験を行い、その記録を本協会に報告しなければならない。
- (2)~(4) 略

IΗ

本協会は次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合には、認証取得者に係る認証を<u>すべて</u>取り消すものとする。

- (1) 認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- (2) 15.2 項に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者が認証に係る鉱工業品、又はその包装、容器若しくは送り状に、13.1 項の表示(これと紛らわしい表示を含む。)の表示をしたとき
- (3) 15.2 項に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者がその保有する 13.1 項の表示(これと紛らわしい表示を含む。)を付してある鉱工業品であって、JIS に適合していないものを出荷したとき

## 16 認証の取消し

16.1 略

## 16.2 認証の取消しの手続き

(1)~(2) 略

- (3) 本協会は、認証を取り消した場合、直ちに、次の事項を公表する。
  - 1) 認証を取り消した期日(年月日)及び認証番号
  - 2) 取り消した認証に係る認証取得者の氏名又は名称、及び住所
  - 3) 取り消した認証に係る 10 項の(3)、(4)及び(6)~(8)の事項
  - 4) 13.1~13.3 項の事項
  - 5) 取り消した理由
- (4) この公表は、取り消した期日から1年間行わなければならない。また、当該公表は、本協会の 認証を行うすべての事務所において業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを 利用して閲覧に供する方法により行う。

16.3 略

#### 17 JIS 等が改正された場合の措置 略

#### 18 管理検査

認証取得者は、本協会が認証を行っている鉱工業品に<mark>認証マーク</mark>等の表示を使用する場合、 当該鉱工業品が該当する JIS に適合することを、認証取得者が実施するロット抜取検査(管理検 査)によって確認しなければならない。

- (1) 認証取得者は、該当する「個別認証要求事項」に基づき、<u>すべて</u>の工程検査が終了した鉱工業品のロットごとに、そのロットの大きさに応じた数量の鉱工業品を抜き取って試験を行い、その記録を本協会に報告しなければならない。
- (2)~(4) 略

新 旧

## 19 認証等の公表

- (1) 本協会は、19.1~19.4 項に該当する場合、省令第 14 条の規定に基づき認証の公表を行う。
- (2) 公表は、本協会のホームページへの掲載並びに 1.4 項に掲げる事務所に「認証取得者リスト」 を設置し、業務時間内に限り一般の希望者による閲覧を認めるものとする。

#### 19.1 認証契約を締結した場合

- (1) 本協会は、認証契約を締結した場合には、次に掲げる事項を遅滞なく公表する。
  - 1) 認証契約を締結した期日及び認証番号
  - 2) 認証取得者の氏名又は名称及び住所
  - 3) 認証に係る JIS の番号及び JIS に種類又は等級が規定されている場合にあっては当該種類又は等級
  - 4) 鉱工業品の名称
  - 5) 認証の区分(JIS と同じ場合にあっては省略することができる。)
  - 6) 認証に係る全ての工場又は事業場の名称及び所在地(ただし、ロット認証の場合及び全数について初回製品試験を行う場合を除く。)
  - 7) ロット認証の場合は、ロットの個数又は量及び識別記号又は記号
  - 8) 認証に係る産業標準化法の根拠条項
  - 9) 13.1~13.3 項の事項
- (2) 公表期間は、認証契約が終了する日までとする。ただし、ロット認証の場合にあっては、認証を 行った期日から1年間とする。

#### 19.2 認証の一時停止等の請求をした場合

- (1) 本協会は、省令第 15 条第 2 項に規定する請求を行った場合には、次に掲げる事項を直ちに 公表する。
  - 1) 請求を行った期日及び認証番号
  - 2) 請求を行った認証に係る 19.1 項(1)の 2)~9)に掲げる事項
  - 3) 請求を行った理由
- (2) 公表する期間は請求を取り消す旨の通知を行った日までとする。
- 19.3 認証の全部又は一部を取り消した場合
- (1) 本協会は、認証の全部又は一部を取り消した場合には、次に掲げる事項を直ちに公表する。
- 1) 取り消した期日及び認証番号
- 2) 取り消した認証に係る 19.1 項(1)の 2)~9)に掲げる事項
- 3) 取り消した理由
- (2) 公表する期間は取り消した期日から1年間とする。

#### 19 認証等の公表

## 19.1 公表

- (1) 本協会は、19.2~19.4 項に該当する場合、省令第 14 条の規定に基づき認証の公表を行う。
- (2) 公表は、本協会のホームページへの掲載並びに 1.4 項に掲げる事務所に「認証取得者リスト」を設置し、業務時間内に限り一般の希望者による閲覧を認めるものとする。

#### 19.2 認証契約を締結した場合

- (1) 本協会は、認証契約を締結した場合には、次に掲げる事項を遅滞なく公表する。
  - 1) 認証契約を締結した期日及び認証番号
  - 2) 認証取得者の氏名又は名称及び住所
  - 3) 認証に係る JIS の番号及び JIS に種類又は等級が規定されている場合にあっては当該種類又は等級
  - 4) 鉱工業品の名称
  - 5) 認証の区分(JIS と同じ場合にあっては省略することができる。)
  - 6) 認証に係る<u>すべて</u>の工場又は事業場の名称及び所在地(ただし、ロット認証の場合及び全数について初回製品試験を行う場合を除く。)
  - 7) ロット認証の場合は、ロットの個数又は量及び識別記号又は記号
  - 8) 認証に係る工業標準化法の根拠条項
  - 9) 13.1~13.3 項の事項
- (2) 公表期間は、認証契約が終了する日までとする。ただし、ロット認証の場合にあっては、認証を 行った期日から1年間とする。

- 19.3 認証の全部又は一部を取り消した場合
- (1) 本協会は、認証の全部又は一部を取り消した場合には、次に掲げる事項を直ちに公表する。
  - 1) 取り消した期日及び認証番号
  - 2) 取り消した認証に係る被認証者の氏名又は名称及び住所
  - 3) 取り消した認証に係る 19.2 項の 3)~8)に掲げる事項
  - 4) 取り消した理由
- (2) 公表する期間は取り消した期日から1年間とする。

## 19.4 認証契約が終了した場合

(1) 本協会は、認証契約が終了した場合には、次に掲げる事項を遅滞なく公表する。

新

- 1) 認証契約が終了した期日及び認証番号
- 2) 終了した認証契約に係る 19.1 項(1)の 2)~9)に掲げる事項

- (2) 公表する期間は認証契約が終了した期日から1年間とする。
- 20 手数料 略

## 21 遵守事項等

- 21.1 申請者及び認証取得者の遵守事項
- (1) 申請者及び認証取得者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 1)
  - 2) 認証に係る審査(工場審査及び製品試験)の実施、認証の維持に必要な全ての便宜を提供すること。この便宜には、本協会が行う認証審査、定期的な認証維持審査、臨時認証維持審査及び苦情の解決のために必要な文書の調査、並びに全ての場所への立入り、内部監査報告を含む記録の閲覧及び申請者若しくは認証取得者の要員への面接のための用意を含む。
  - 3)~4) 略
  - 5) 認証が一時停止され、又は取り消された場合には、直ちに認証の引用を含む<u>全て</u>の宣伝及び広告を中止すること。
  - 6)~12) 略
- (2) 略
- (3) 認証取得者に対する苦情
  - 1) 該当する JIS への適合性に関連して、認証取得者が知り得た全ての苦情の記録をとり、本協会が要求した場合にこれらの記録を利用できる状態に維持しなければならない。
- 2)~3) 略

#### 21.2 その他の通知義務

- (1) 略
- (2) 本協会は、次に該当する場合、それぞれに定める時期に認証取得者に通知しなければならない。
- 1) 本協会が事業の全部を第三者に承継させる場合 承継させる日まで

- (1) 本協会は、認証契約が終了した場合には、次に掲げる事項を遅滞なく公表する。
  - 1) 認証契約が終了した期日(年月日)及び認証番号
  - 2) 終了した認証契約に係る認証取得者の氏名又は名称及び住所
  - 3) 認証に係る JIS の番号及び JIS に種類又は等級が規定されている場合にあっては当該種 類又は等級

IΒ

4) 鉱工業品の名称

19.4 認証契約が終了した場合

- 5) 認証の区分(JIS と同じ場合にあっては省略することができる。)
- 6) 認証に係るすべての工場又は事業場の名称及び所在地(ただし、ロット認証の場合及び全 数について初回製品試験を行う場合を除く。)
- 7) 13.1~13.3 項の事項
- 8) 認証に係る工業標準化法の根拠条項
- (2) 公表する期間は認証契約が終了した期日から1年間とする。

## 20 手数料 略

#### 21 遵守事項等

- 21.1 申請者及び認証取得者の遵守事項
- (1) 申請者及び認証取得者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 1) 🖩
  - 2) 認証に係る審査(工場審査及び製品試験)の実施、認証の維持に必要な<u>すべて</u>の便宜を提供すること。この便宜には、本協会が行う認証審査、定期的な認証維持審査、臨時認証維持審査及び苦情の解決のために必要な文書の調査、並びに<u>すべて</u>の場所への<u>立ち入り</u>、内部監査報告を含む記録の閲覧及び申請者若しくは認証取得者の要員への面接のための用意を含む。
  - 3)~4) 略
  - 5) 認証が一時停止され、又は取り消された場合には、直ちに認証の引用を含む<u>すべて</u>の宣伝及び広告を中止すること。
  - 6)~12) 略
- (2) 略
- (3) 認証取得者に対する苦情
  - 1) 該当する JIS への適合性に関連して、認証取得者が知り得た<u>すべて</u>の苦情の記録をとり、本協会が要求した場合にこれらの記録を利用できる状態に維持しなければならない。
    2)~3) 略

# 21.2 その他の通知義務

- (1) 略
- (2) 本協会は、次に該当する場合、それぞれに定める時期に認証取得者に通知しなければならない。

	<del>-</del>
新	IΒ
2) 本協会の事務所の所在地を変更しようとするとき 変更する日まで 3) 本協会が認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき 休止又は廃止しようとする日の6か月前まで 4) 本協会が <u>産業</u> 標準化法 <u>第52条</u> 第1項の登録の取消し又は認証の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき 直ちに 5) 本協会が <u>産業</u> 標準化法 <u>第52条</u> 第2項(前項の処分に係る聴聞)の通知を受けたとき 直ちに	1) 本協会が事業の全部を第三者に承継させる場合 承継させる日まで 2) 本協会の事務所の所在地を変更しようとするとき 変更する日まで 3) 本協会が認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき 休止又は廃止しようとする日の6か月前まで 4) 本協会が工業標準化法第38条第1項の登録の取消し又は認証の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき 直ちに 5) 本協会が工業標準化法第38条第2項(前項の処分に係る聴聞)の通知を受けたとき 直ちに
21.3~21.4 略	21.3~21.4 略
附 則 (中略)	附 則 (中略)
附 <u>則(令和元年7月1日改正)</u> この改正は、令和元年7月1日から施行する。	
附属書 1 品質管理体制の審査の基準 略	附属書1 品質管理体制の審査の基準 略
審査の基準(A)	審査の基準(A)
1. ~4. 略	1. ~4. 略
5. 1.~4.に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。	5. 1.~4.に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。
イ 略	イ 略
ロ 次の(1)~(2)により、品質管理責任者が配置されていること。	ロ 次の(1)~(2)により、品質管理責任者が配置されていること。
(1) 製造業者等は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造部門とは独立した権限を有する 品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。なお、ここでいう製造部門と は、認証の対象である鉱工業品を製造する部門であり、試験部門、検査部門、品質保証部門及 び品質管理部門は含まれない。また、製造部門と独立した権限と能力の条件を満たせば、当該 品質管理責任者が製造部門に属していてもよい。	(1) 製造業者等は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造部門とは独立した権限を有する 品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。なお、ここでいう製造部門と は、認証の対象である鉱工業品を製造する部門であり、試験部門、検査部門、品質保証部門及 び品質管理部門は含まれない。また、製造部門と独立した権限と能力の条件を満たせば、当該 品質管理責任者が製造部門に属していてもよい。
(i)社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進 (ii)社内規格の制定、改廃及び管理についての統活	(i)社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進 (ii)社内規格の制定、改廃及び管理についての統活

- (iii) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の品質水準の評価
- (iv) 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の 調整
- (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (vi) 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進
- (vii) 外注管理に関する指導及び助言
- (viii) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の日本産業規格への適合性の承認
- (ix) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の出荷の承認
- (2) 品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見 1)を有すると認められる者であること。
  - 注1)標準化及び品質管理の知見については、次のような例があげられる。
    - a)産業標準化

産業標準化の概要、JIS マーク表示制度とその目的、品質管理責任者の役割など

- b)品質管理
  - 1) 統計的考え方
  - 2) 統計的工程管理
  - 3) サンプリング
  - 4) 抜取検査
  - 5) 問題解決法
- c) 社内標準化

社内標準化の概要、社内標準化の進め方など

d) JIS マーク表示制度における製品試験と JIS Q 17025JIS Q 17025 の要求事項、不確かさ、測定のトレーサビリティ、試験所認定制度など

審査の基準(B)

1.~6. 略

IΒ

- (iii) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の品質水準の評価
- (iv) 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
- (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (vi) 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進
- (vii) 外注管理に関する指導及び助言
- (viii) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の日本工業規格への適合性の承認
- (ix) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の出荷の承認
- (2) 品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見 1)を有すると認められる者であること。
  - 注 1) 標準化及び品質管理の知見については、次のような例があげられる。
    - a)工業標準化

工業標準化の概要、JISマーク表示制度とその目的、品質管理責任者の役割など

- b) 品質管理
  - 1) 統計的考え方
  - 2) 統計的工程管理
  - 3) サンプリング
  - 4) 抜取検査
  - 5) 問題解決法
- c)社内標準化

社内標準化の概要、社内標準化の進め方など

d) JIS マーク表示制度における製品試験と JIS Q 17025 JIS Q 17025 の要求事項、不確かさ、測定のトレーサビリティ、試験所認定制度など

審査の基準(B)

1.~6. 略